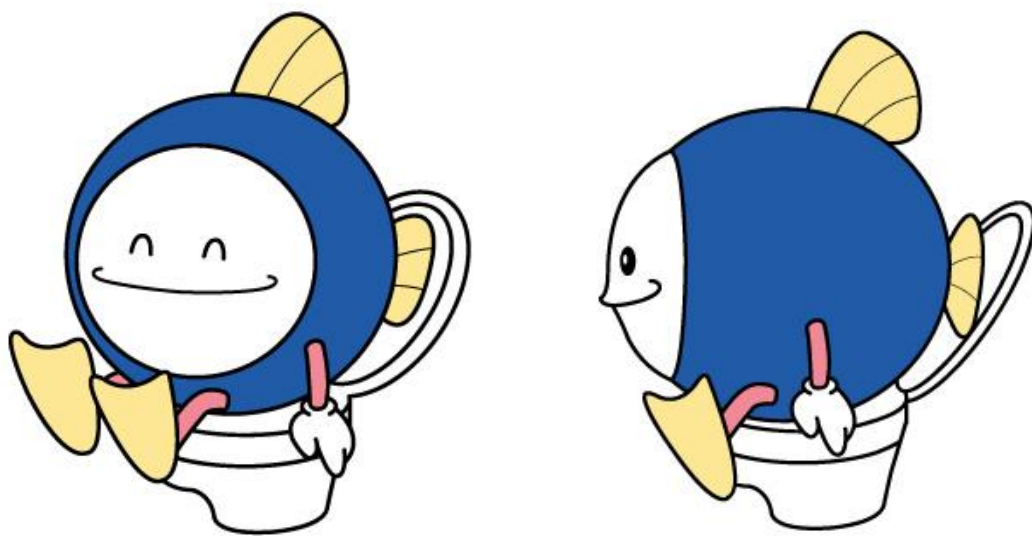


鹿島市公共下水道事業

受益者負担金制度の しおり



～ みんなでつくる下水道 ～

下水道はくらしと環境をまもります

海や川の汚染の主な原因は、家庭から流れる台所・洗濯・入浴等の水だといわれています。下水道はトイレだけでなく、これらの生活排水も下水道管を通して集め、浄化センターできれいにして海へ流しています。

水洗トイレが
使えます

生活環境が改善
されます

川や海がきれい
になります



1、鹿島市の下水道計画

鹿島市では、住みよい町づくりを進めるため、市街地を中心に下水道の整備に取り組んでいます。事業を進めていくには多額の経費が必要です。その経費の大部分は、国からの補助金や借金、市民の税金などによって賄われていますが、これにも限度があります。

2、受益者負担金とは

公共下水道が整備されると、トイレが水洗化できるなど、土地の利便性や快適性が向上し土地の資産価値が上昇します。しかし、道路や公園などと違い、その利益を受けるのは市全体の中で一部の地域の人に限られています。そのため、下水道の整備に必要な経費をすべて税金で賄うことは、下水道を利用できない地区との間に負担の公平を欠くことになります。

そこで、下水道事業を円滑に進めていくため、下水道が整備される地区の方に建設費の一部を負担していただくのが「受益者負担金」です。

3、受益者とは

受益者負担金を納めていただく人(受益者)は、公共下水道が整備される区域内にある土地の所有者です。

ただし、地上権、質権、使用貸借又は賃貸借による権利(一時使用のために設定されたものを除く)が設定されているときは、その権利を有する人も受益者となります。

なお、借家人は受益者ではありません。

負担金を納めていただくときは、あらかじめ土地の所有者に「受益者申告書」を送付しますので、所在地や土地の面積などを確認のうえ、期日までに必ず申告してください。

もし、申告がないときは、市長の認定により受益者を確定することになります。

◆受益者の変更

売買などにより受益者が変わった時は、双方記名押印のうえ「受益者変更届」を提出してください。提出日以後は、新しい所有者・権利者が「受益者」となります。

4、対象となる土地は

公共下水道の整備区域内にある宅地、雑種地、田畑などすべての土地が対象となります。

また、対象となる土地に対して **1度限り** の負担となります。



5、負担金の算出方法

受益者負担金の額は、土地の面積に
1㎡当たり 440円（1坪当たり 約1,454円） を乗じた額になります。

【例】 330.58㎡(100坪)の土地の場合

$$\text{負担金の額} = 330.58\text{㎡} \times 440\text{円}$$

$$= 145,400\text{円}$$

(100円未満切捨て)



6、納付方法

受益者負担金の納付方法には分割納付と一括納付があります。

分割納付

分割納付は20回(年4期×5年)に分けて納めていただくことになります。

【例1】 負担金 145,400円 を分割納付の場合

納付月 年目	第1期 (7月)	第2期 (9月)	第3期 (12月)	第4期 (2月)	計
1年目	8,600	7,200	7,200	7,200	30,200
2年目	7,200	7,200	7,200	7,200	28,800
3年目	7,200	7,200	7,200	7,200	28,800
4年目	7,200	7,200	7,200	7,200	28,800
5年目	7,200	7,200	7,200	7,200	28,800
合計					145,400

※各納付月の月末が納期限になります。

納期限までに納付しないと延滞金(年14.5%)が加算されます。

一括納付と前納報奨金

受益者負担金を納期前に一括して納付すると前納報奨金が交付されます。

この場合、その報奨金を差し引いた金額を納付していただくことになります。

報奨金の交付率は、納期前に納付した納期数に応じて異なります。

【例2】 負担金 145,400円 を1年目の1期に全額一括納付の場合

1年目1期分	8,600円	(報奨金対象外)		
1年目2期以降	7,200円	×	19回	= 136,800円
報奨金	136,800円	×	20%	= 27,300円
納付額	145,400円	—	27,300円	= 118,100円

【例3】 負担金 145,400円 のうち、1年目の1期に 1年分 30,200円 を一括納付の場合

1年目1期分	8,600円	(報奨金対象外)		
1年目2期～4期分	7,200円	×	3回	= 21,600円
報奨金	21,600円	×	4%	= 800円
納付額	30,200円	—	800円	= 29,400円

※報奨金の額は100円未満切捨て

負担金の納付方法には、毎年送付する納付書により金融機関の窓口で納付する方法と、指定口座からの口座振替があります。

◆取扱い金融機関

佐賀銀行 九州ひぜん信用金庫

佐賀西信用組合 佐賀県農業協同組合 他



7、賦課保留

受益者負担金は、原則としてすべての土地に賦課されますが、田・畑・山林の土地は、市長が認めた場合、負担金の賦課が保留されます。

ただし、その後農地転用により地目が宅地・雑種地に変った場合は、負担金の賦課対象となります。

※登記簿の地目が田・畑・山林であっても、現況が宅地や雑種地である土地は賦課保留の対象とはなりません。

8、減免

次のような土地は、市長が認めた場合、受益者負担金の一部または全部が減免されます。減免を希望される場合は「減免申請書」を提出してください。

提出日以降の納期の負担金が減免されます。

減免の対象となる土地	減免率(%)
現況が公衆用道路である私道敷(一定の基準があります。)	100
自治会等が所有または使用する集会所用地	100
消防団施設用地	100
生活保護法による生活扶助受給者(受給期間中のみ)が所有している土地	100
宗教法人が使用する境内地(墓地)	50(100)
私立学校、社会福祉法人用地	75
国または地方公共団体が所有または使用している公用地(予定地を含む)	0~100 (土地の用途で異なります。)

9、負担金納付までの流れ

申告書の送付

対象区域内の土地の所有者あてに申告書を送付します。



申告書の提出

内容を確認(他に権利者があれば双方記名押印)後、期限までに提出してください。



賦課保留申請書等の提出

賦課保留・減免を受けたいときは、申請書を提出してください。



負担金の賦課

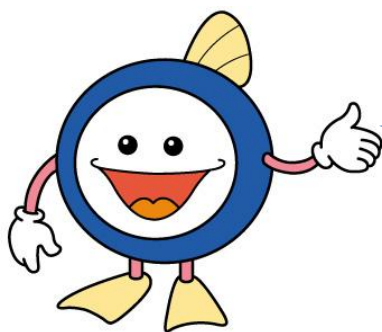
各受益者に負担金決定通知書と納付書を送付します。



負担金の納付

納付書または口座振替により納期限までに納めてください。

※受益者や住所が変わった時は早めに届け出てください。



みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先は

鹿島市大字納富分2643番地1

<http://www.city.kashima.saga.jp/kankyoku/index.html>

鹿島市環境下水道課

TEL 0954-63-3416

令和4年3月